

## **[事案 30-21] 損害賠償（復活取消）請求**

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

復活請求時の募集人の不告知教唆を理由に、復活時以降の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 11 月に契約した終身保険について、保険料未納により失効したので、告知のうえ復活を請求したところ、翌月に失効以降の保険料を支払って契約が復活した。数か月後、双極性障害（Ⅱ型）および不安障害により入院したので給付金を請求したところ、復活時の告知義務違反があったとして、契約が解除されたうえ、給付金も不支払いとなった。しかし、以下の理由により、復活時以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 復活告知時、募集人に、通院中である旨を伝えしたが、復活できなくなるので告知書には全て「いいえ」と回答するようにアドバイスされたので、従った。
- (2) 募集人には、自分が以前に相手方保険会社の営業職員として勤務していた当時から世話になっていたため、裁定申立前の募集人・保険会社との三者面談では、事実と反した、募集人に有利な発言をした。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 復活に際して、募集人は不告知教唆をしていない。
- (2) 申立人は、三者面談で、不告知教唆がなかったことを認めている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の不告知教唆がなかったか等、復活時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の告知義務違反の事実には争いがなく、募集人の不告知教唆は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。